

第1弾

日本商工会議所消費税転嫁対策

ワーキンググループメンバーがわかりやすく説明

“軽減税率・インボイス方式”とは？

軽減税率制度導入・税率10%引上げに向けた5つのSTEP

軽減税率制度導入・税率10%引上げによる自社の経営への影響を確認し、早めに準備にとりかかりましょう。

Step 1 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

軽減税率の対象品目、外食の定義など

Step 2 軽減税率制度導入により変更となる事務を確認しましょう

軽減税率制度導入により変更となる事務など
軽減税率制度導入に伴う請求書の様式変更など

Step 3 軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう

レジ導入・受発注システム改修のための補助金など
税務申告に関する特別措置など

Step 4 消費税率引上げに伴う価格転嫁対策を確認しましょう

価格転嫁をサポートする4つの特別措置
消費税率引上げで禁止される転嫁拒否、広告・消費税に関する価格表示について

Step 5 消費税率引上げに伴う資金繰りに注意しましょう

消費税率引上げで注意したい資金繰り

日時

11月22日(火)

午後2時～午後4時

講師

株式会社 IAC
代表取締役 秋島一雄 氏



会場

習志野商工会議所 会館
(習志野市津田沼 4-11-14)

受講料

無料 定員 50名

申込先

習志野商工会議所 ☎047-452-6700

軽減税率対象品目		対象外	
8%	生鮮食品 加工食品+飲料 お菓子 野菜、肉、弁当、スシ、お菓子、飲料 魚、精米、パン、お菓子、飲料	10%	外食 酒類 その他 レストラン、ビール、ワイン、医薬品・医薬部外品、水道水 レストラン等での食事
テイクアウト・持ち帰り・宅配は軽減税率! 線引きの不透明なグレーゾーンに注意! お中元・お歳暮などのセット商品、コンビニのイートインなど これは8%かな? 10%かな? 取り扱い品目の確認が必要 軽減税率対象品目と対象外の品目を両方取り扱っている事業者は、販売の際に税率の確認が必要になるため、特に注意が必要です。 【想定される業種】 ・小売業（イートインスペースのあるパン屋、お酒の販売をしている弁当屋等） ・飲食店（出前を行っているそば屋、お土産のある寿司店等）			

FAX : 047-452-6744 (切り取らずにA4サイズのまま送信して下さい)

習志野商工会議所 行き 受講申込書 (11月22日開催)

受講者名		住所	〒
TEL		FAX	

※ご記入いただいた情報は、当該セミナーに関する連絡などのために使用いたします。また、習志野商工会議所からの各種情報提供のために使用することがございます。

■主催：習志野商工会議所